

平成 30 年度 第 1 回運営協議会議事録

平成 30 年 08 月 29 日

1.開催日 平成 30 年 8 月 29 日（水）10：00

2.開催場所 介護老人福祉施設 清静園 応接室

3.出席者 委員 安東 元夫 委員 一万田範彦
委員 一水 勝徳 委員 玉井 照代
委員 吉田 亮

4.その他出席者 理事長 大島 敏武 業務執行理事 大島 富美子

次 第

5.会長挨拶

6. 運営協議会のこれまでの経緯

7. 地域公益事業における基本方針

8.地域公益事業における災害時受入要領の整備について

- ①災害時・要援護者受入実施要領（案）
- ②災害時・要援護者受入協定書・覚書（案）

9.災害時における運営協議会の役割

10.避難所開設にむけた竹中地区住民への周知について

- ①周知文書の内容
- ②周知時期
- ③周知方法

11.今後のスケジュール

12.その他

平成 30 年度 第 1 回運営協議会議事録

平成 30 年 8 月 29 日

委 員	一万田範彦	10：00 開会 運営協議会議開催にあたり、次の通り説明・報告した。 1.人事異動により岡委員が解任、後任に通所事業所吉田管理者が選任された。 2.委員 5 名全員が出席し、定款細則第 6 条第 2 項の規程により会議が有効であることを確認。 3.本日の議題は次のとおりであること。 (1) 運営協議会のこれまでの経緯 (2) 地域公益事業における基本方針 (3) 地域公益事業における災害時受入要領の整備について ①災害時・要援護者受入実施要領（案） ②災害時・要援護者受入協定書・覚書（案） (4) 災害時における運営協議会の役割 (5) 避難所開設にむけた竹中地区住民への周知について ①周知文書の内容 ②周知時期 ③周知方法 (6) 今後のスケジュール (7) その他 以上 1.～3.について説明後、定款細則第 5 条第 2 項の規程により会長が議事進行することを宣言し、議事に入った。
議 長	一万田範彦	議題（1）運営協議会のこれまでの経緯について以下の説明を行う。 運営協議会規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行された。 第 1 回運営協議会を平成 29 年 9 月 7 日に開催、地域災害時受入体制整備にあたり理事長より竹中校区における要避難対象者として寝たきり高齢者の現状及び危険地域高齢者の現状の把握について調査が求められた。自治委員・民生委員・防災士等の協力を得て平成 30 年 5 月 18 日に理事長へ調査報告書を提出した。 調査結果の概要は、調査対象者 170 名のうち災害時に清静園を希望するものは、121 名が希望、寝たきり高齢者の現状については、寝たきり状態にある者はほとんどが既に入院或いは入所中である。また、車椅子等を利用した歩行困難者は 7 名である。
議 長	一万田範彦	議題（1）運営協議会のこれまでの経緯についての質問及び意見を求めた。
委 員	全 員	意義なく、承認の意を表した。

議 長	一万田範彦	議題（２）地域公益事業における基本方針 議題（３）地域公益事業における災害時受入要領の整備について ①災害時・要援護者受入実施要領（案） ②災害時・要援護者協定書・覚書（案） 議題（２）（３）については、相互関連あり、一括して理事長にご教授願いたい旨を発言した。
理事長	大島 敏武	大規模災害等における地域住民避難受入れ体制について手順・方法を示すために地域公益事業の方針に沿って要領を作成した旨、及び①災害時・要援護者受入実施要領（案）②災害時・要援護者協定書・覚書（案）について説明し、以下を諮った。 ①要領（案）の第３条（避難の手続き）について、地域の民生委員・自治委員を通じて利用の要請をしていただくことを想定している。どちらが実施するかを審議決定。 ②実施方法は、要領に基づき契約締結を行う。協定書・覚書のいずれかを審議決定。 また、①②の案について運営協議会で決定したものについて、自治委員会等の折、自治会長より各々の自治区へお知らせいただき、又、各地区戸別（各家庭）への周知について自治委員又は民生委員を通じて、周知文書により周知したいと考えている旨を説明し、自治会長を労うとともにお願いの意を述べた。
議 長	一万田範彦	地域公益事業における災害時受入要綱の整備において審議が必要となった旨を説明し、協議・質問について以下を掲げ、意見を求めた。 １）要領の第３条（避難の手続き）について、民生委員或いは、自治委員が行う手続きについてどちらが行うか審議する。 ２）要領の第３条第２項 避難要請時の連絡における様式の設定について ３）緊急時の事前連絡のあり方 ４）避難所受付について ５）第７条（介護者）について ６）第８条第１項 食事の家族等による準備について ７）周知文書の様式について
議 長	一万田範彦	１）～６）を協議し、結果を以下にまとめた。 １）要領の第３条（避難の手続き）について、委員意見を統括し、「利用要請は、地区の自治委員又は民生委員が行う」ことを決定した。 ２）要領の第３条第２項 避難要請時の連絡における様式の設定について、 ・様式は、法人でなければならない。

- ・調査報告書に基づき「防災カード」を法人が作成する。
- ・各地区、各避難者の「防災カード」を作成し、家庭の状況等、調査票の情報、避難理由、想定される被害の概略が情報として必要。

3) 緊急時の事前連絡のあり方について

- ・予めの連絡がないと法人では受入が難しくなる。
- ・事前情報により車椅子の方等は、法人が送迎できるなどの対処ができる。
- ・避難をしようとする者は、自治会長又は民生委員に申し出をし、その後、避難を施設に申し出ることを示す文言に書き換え周知する。
- ・要領は、団体との取り決めである。一般利用者への説明時は、詳細を理解し易く別資料を作成する。
- ・避難しようとする者は、自治会長又は、民生委員に連絡し、自治会長又は民生委員は、施設に事前に申し込みをする。その様式、内容については、別途作成する。

4) 避難所受付について

- ・議題（４）の運営協議会の役割にて協議

5) 第7条（介護者）について

- ・避難期間中の「寝たきり高齢者」の介護者は、30人に含まれる。
- ・寝たきりでない人も家族も皆と一緒に避難するため、健常者も全部含まれる。

6) 第8条第1項 食事の家族等による準備について

- ・一人暮らしの場合の対応は、一人暮らし・家族ごとに調理するわけではない。避難者の皆と一緒に調理する。
- ・施設の非常用食品を提供する場合もある。法人は、10日分の非常食を整備している。その分を避難者に提供する。
- ・「家族等より準備する。」を「避難者で準備する。」と修正し、解り易い文言へ修正する

7) 周知文書の様式について

- ・要領を解り易く書き換えた文書で知らせる。
- ・各地区自治委員会の説明時は、実施要領では難しいため、解り易いフロー図を作成する。
- ・必要部数（全戸数510部）を法人が準備する。
- ・周知するときに「避難者が準備するもの」を具体的に明記する。

理事長

大島 敏武

今後の流れとしては、①②の（案）が決まれば、修正したものを会長より法人へ提出してもらいたい旨を述べた。

要領の附則に9月1日から施行することになっている。実際、この時期に台風が来た時に困

		る。できる限り早く、議案の可否に関わりなく、受け入れは9月1日から実施というかたちで進めたい意向を述べた。
議 長	一万田範彦	その他皆さんからの意見・質問がないか求めた。
委 員	一水 勝徳	趣旨で大規模な災害で地震、風水害等とあるが「雪害」も入れてもらえないか？過去に檜原地区が4日間ほど孤立した経験があると意見した。
議 長	一万田範彦	「風水害・雪害等の災害」とすることで良いか。本来は、「風水害等」に含まれると思うが具体的に入れることであれば、そういう表現になると説明した。
委 員	一万田範彦	実施要領（案）についての質問・意見はないかを求めた。
委 員	全 員	承認の意を表した。
議 長	一万田範彦	実施要領（案）についての審議は終了とすることを述べた。
議 長	一万田範彦	②災害時・要援護者受入協定書（案）について協議を進め、協定書・覚書はいずれに決定するかを審議を諮った
委 員	一水 勝徳	一般的に殆どが協定書となっていると述べた。
委 員	一万田範彦	覚書を削除することに決定し、承認を求めた。
委 員	全 員	承認の意を表した。
議 長	一万田範彦	協定書の内容については、自治委員会のほうで精査し提案されるということで、9月20日の自治委員会での審議を安東元夫会長にお願いした。
委 員	安東 元夫	9月20日迄に役員（会長・副会長・事務局）で集まり、自治委員会前に一度打ち合わせする旨を述べた。
議 長	一万田範彦	文言の訂正などについて意見を求めた。 訂正したものを理事会に審議提案する。
委 員	安東 元夫	自治区の「河原内地区」については、「黒岩地区」と「弓立地区」の二つは、現在一つになっている。「弓立・黒岩地区」の一つにすることにより17地区数と整合がとれる。

理事長	大島 敏武	現在の自治区数と合わせ、17 地区とすることを承認した。
議 長	一万田範彦	議題（4）災害時における運営協議会の役割について下記意見を述べた。 一水委員より民生委員が受付にいたる必要があるとの意見がありました。民生委員の立場で話してもらいたい旨を述べた。 運営協議会としてはこの後、協議は終わりますが特別することありますか？と確認した。 例えば各地区にこれを諮った時に「自治委員では説明できない。施設から誰か説明に来てくれないか」というような時には、施設で対応するかそれとも運営協議会の委員が各々出向いて説明するのか論議を求めた。
理事長	大島 敏武	運営協議会で説明をすることになれば、運営協議会に内容を理解している職員が委員として、一緒に出向いて行って良いと意見した。
議 長	一万田範彦	自治会から説明を求められたときは、運営協議会の方で対処する。その人選については副会長と相談しながら協議しますと述べた。
委 員	全 員	異議なく承認を得た。
議 長	一万田範彦	議題（5）避難所開設に向けた竹中地区住民への周知について以下に意見をまとめた。 ①周知文書の内容について、一般住民に解り易いフロー図を作成する。印刷は、一志会が準備する。全戸数として 510 部準備する。 ②周知時期について、 ・平成 30 年 9 月 20 日の自治委員会で運営協議会決定事項を会長が説明を行う。 ・平成 30 年 9 月 20 日の自治委員会に全戸配布用フロー図を準備する。 ③周知の方法 ・自治会を主体に行う。文書で自治区ごと全戸配布する。
議 長	一万田範彦	議題（6）今後のスケジュールについては、下記のとおり確認した。 ・①②（案）の修正、フロー図を理事長に確認いただく。 ・平成 30 年 9 月 20 日、自治委員会で会長より各地区会長へ災害時用援護者受入実施要綱（案）について内容を周知し、要領に基づく協定の締結について審議を諮り、事前に承認を得る。 ・法人は、9 月中に理事会開催予定とする。
議 長	一万田範彦	議題（7）その他の意見を求めた。
委 員	一水 勝徳	避難所として使わせてもらうため、「避難所運営マニュアル」を運営協議会で作っておくほうが良い。全部を施設に任せるのではなく、避難所を使う避難者でルール作りが必要で

		ある。避難した地区の自治会長が一緒に来て、市の職員と話しながら、運営はだれが行うか等、長期になったら運営委員会を作らないといけない。「避難所運営マニュアル」・「避難所ルール」というものは、きちっとしてやっておかないといけない。基本的には、避難者が自主運営をしなければならないと意見した。
委 員	一万田範彦	役割分担し、たたき台を民生委員さんに作っていただきたいとお願いした。
理事長	大島 敏武	将来の施設移転時における設計構想について、地域高齢者と施設入居者とが交流できるスペースを基本計画の中に入れて検討している旨を述べ、地域公益事業の一環としての今後の展望を語った。
議 長	一万田範彦	議題の全てについて協議を完了したことを説明し、質疑及び意見を求めた。
委 員	全 員	異議なく、承認の意を表明した。
議 長	一万田範彦	委員全員の承認を確認し、本議題の議決に即して進捗することを報告するとともに、長時間の協議に対する労を謝し、運営協議会を閉会した。

平成 30 年 8 月 29 日

議事録署名

社会福祉法人 一志会 理事

会 長

一万田範彦



居宅介護支援事業所 管理者

副会長

玉井 照代



竹中校区自治委員連絡協議会 会長

委 員

安東元夫



竹中校区民生委員協議会 会長

委 員

一水 勝徳



通所介護事業所 管理者

委 員

吉岡 亮

